

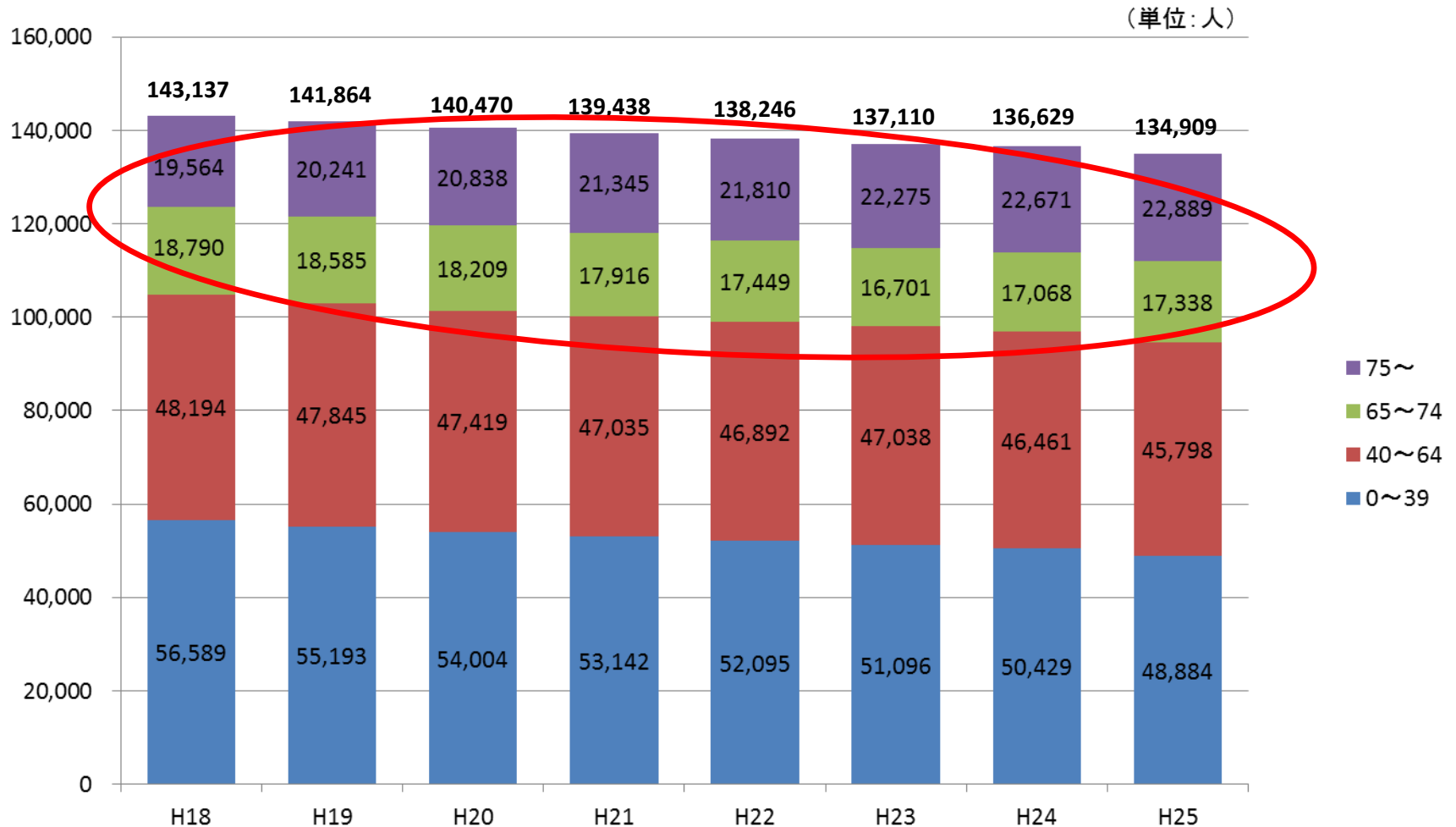
# 介護保険の運営状況について

平成25年11月20日（水）

鶴岡市健康福祉部長寿介護課

# 鶴岡市の人口の推移

鶴岡市の総人口は、平成25年9月末現在で134,909人。65歳以上の人口割合は29.8%。総人口が、この7年間で8,228人減少した一方で、65歳以上の高齢者数は、1,873人増加した。

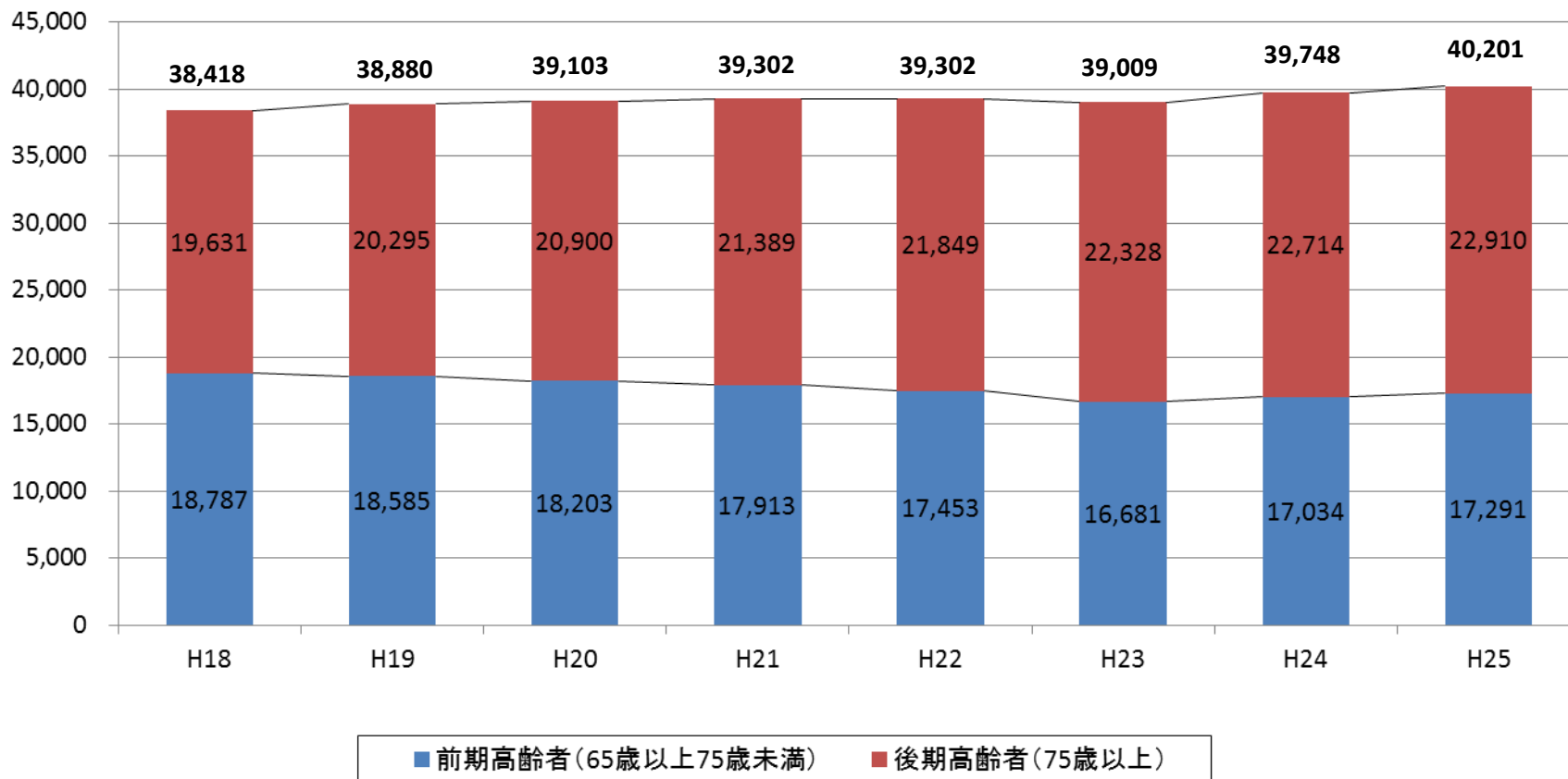


(注) 各年9月末現在

# 被保険者数の推移

平成24年度からは平成26年度までの3か年においては、昭和22年から昭和24年の第1次ベビーブーム時代に生まれた世代が65歳以上になることなどから、第1号被保険者(65歳以上の者)が、大幅に上昇。

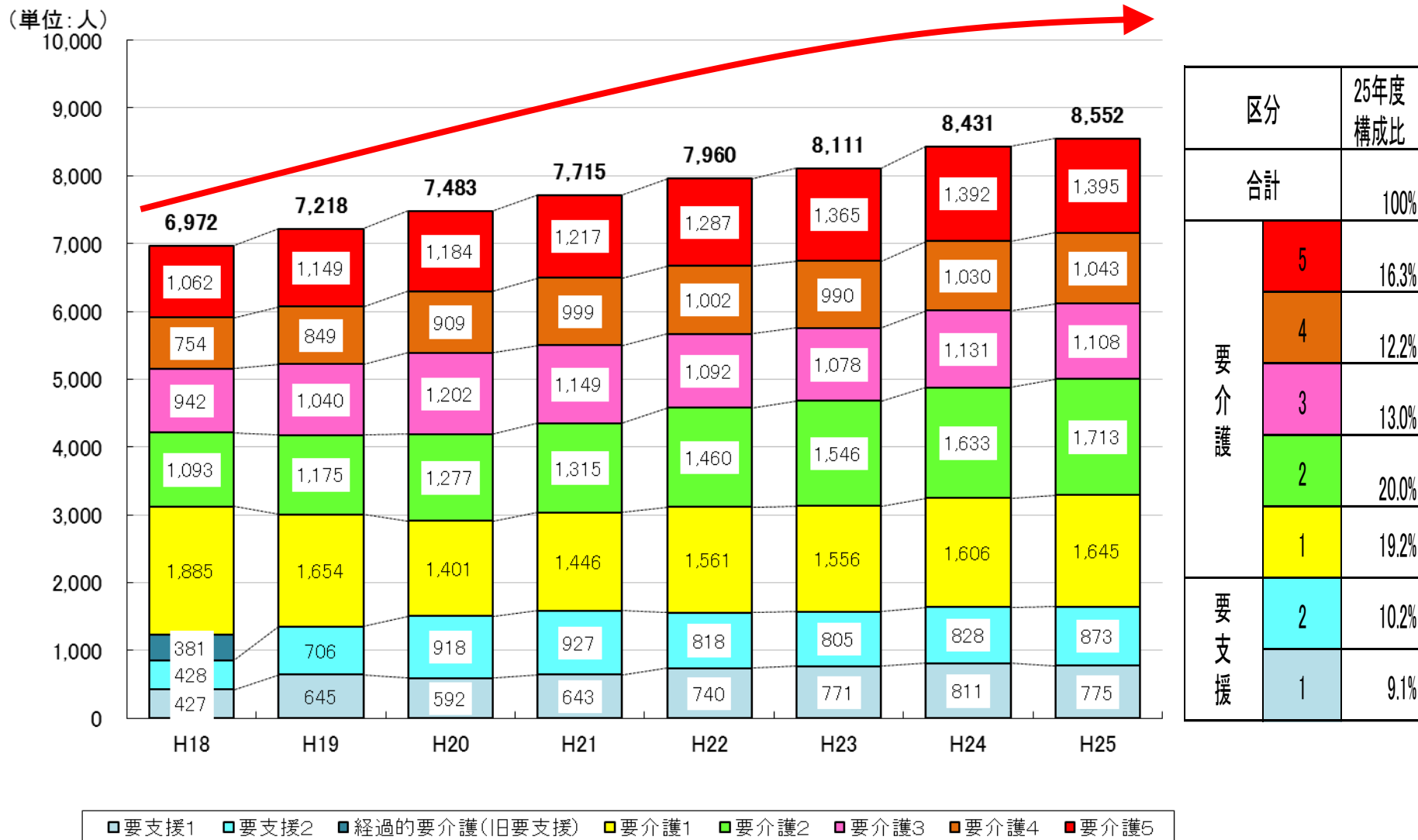
(単位:人)



(注) 各年9月末現在

# 要介護度別認定者数の推移

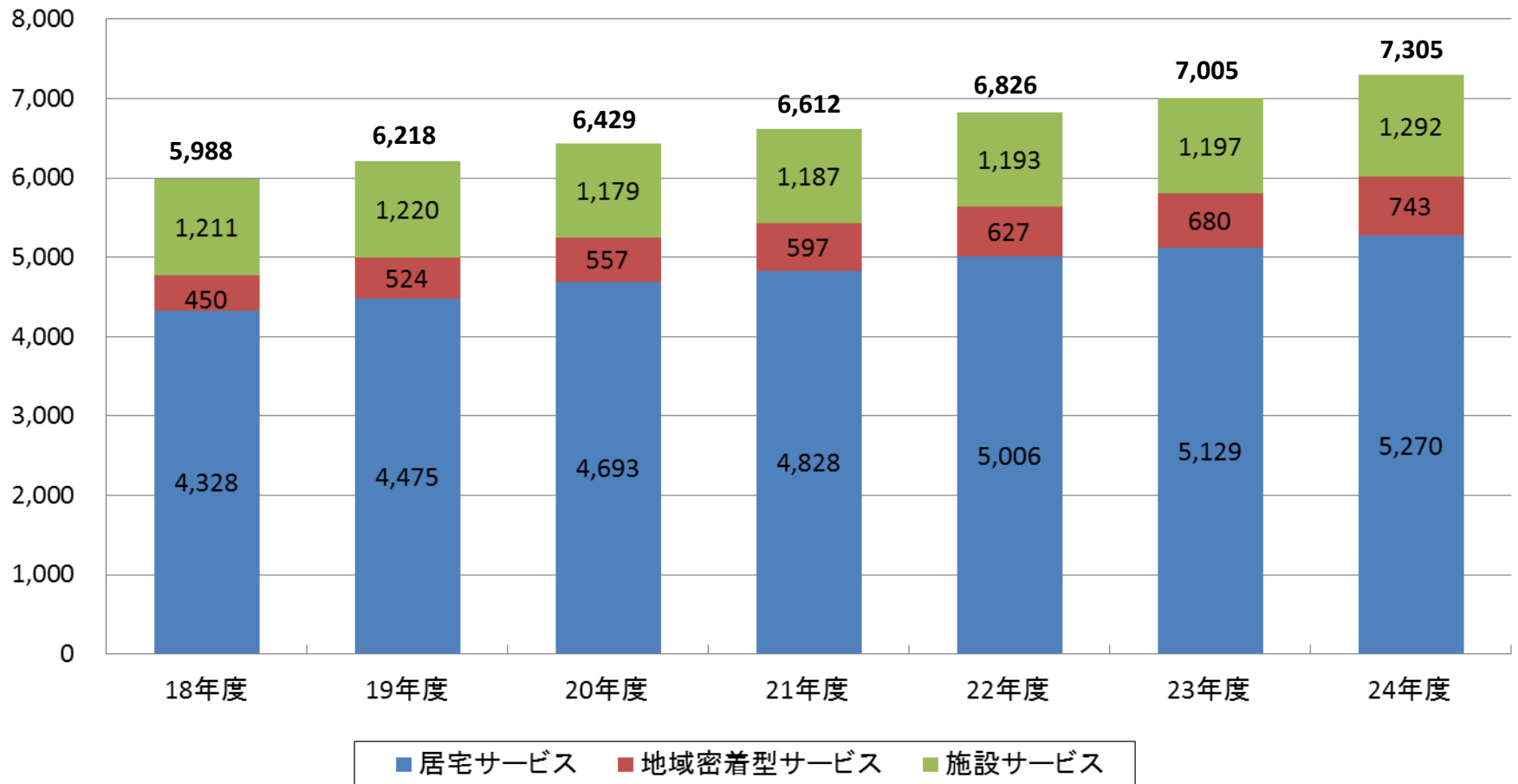
要介護(要支援)の認定者数は、平成25年9月末現在8,552人で、この7年間で約1.2倍に。このうち軽度の認定者数の増が大きい。



# サービス受給者数の推移

1か月平均のサービス受給者総数が、平成18年度は5,988人だったが、平成24年度には約1.2倍の7,305人となった。このうち地域密着型サービス受給者数の増が大きい。

(単位:人)



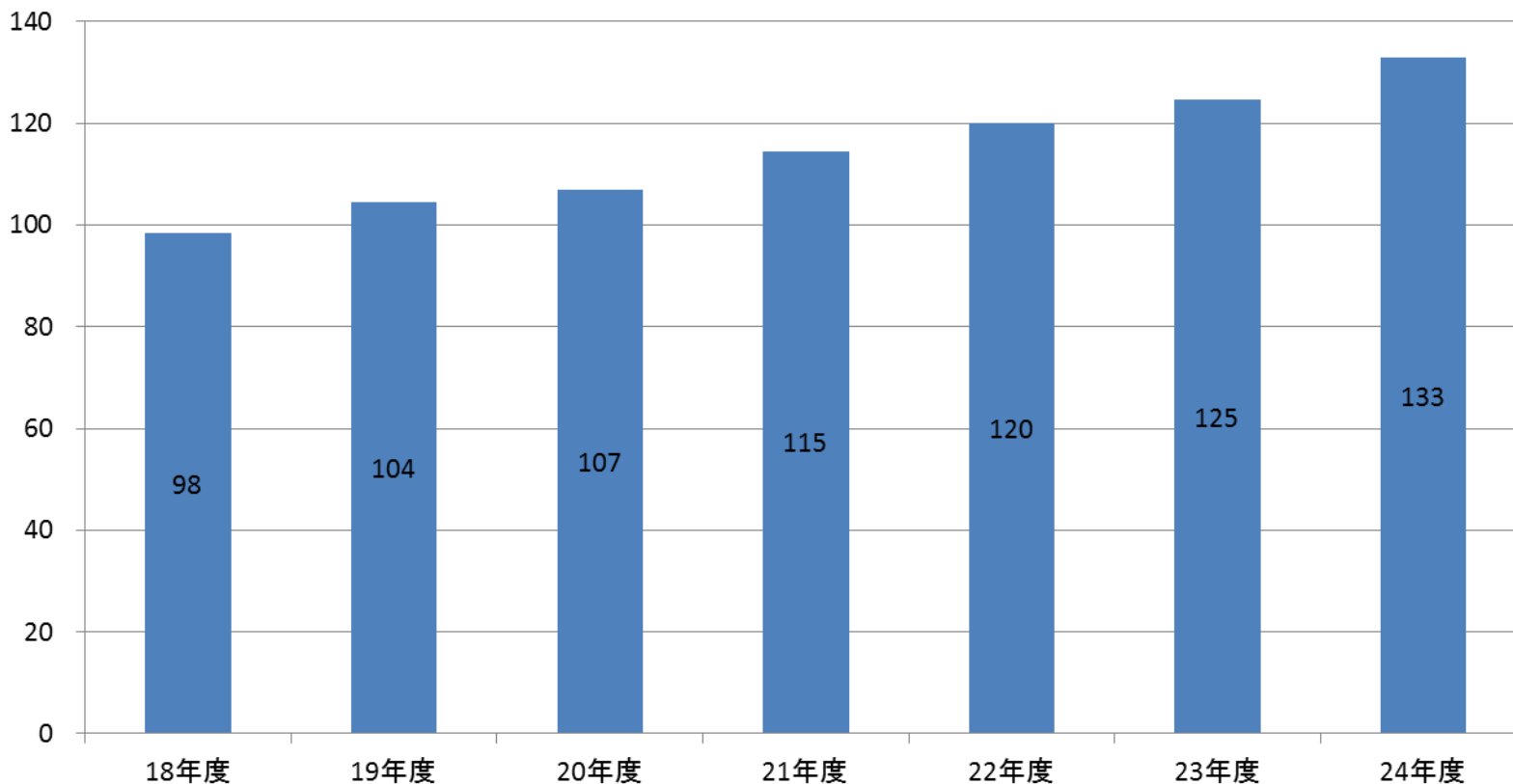
(注1)各年度とも3月から2月サービス分の平均

(注2)18年度の地域密着型サービスについては、4月から2月サービス分の平均

# 保険給付費の推移

保険給付費は増加傾向にあり、平成24年度は保険給付費が130億円を突破した。

(単位: 億円)

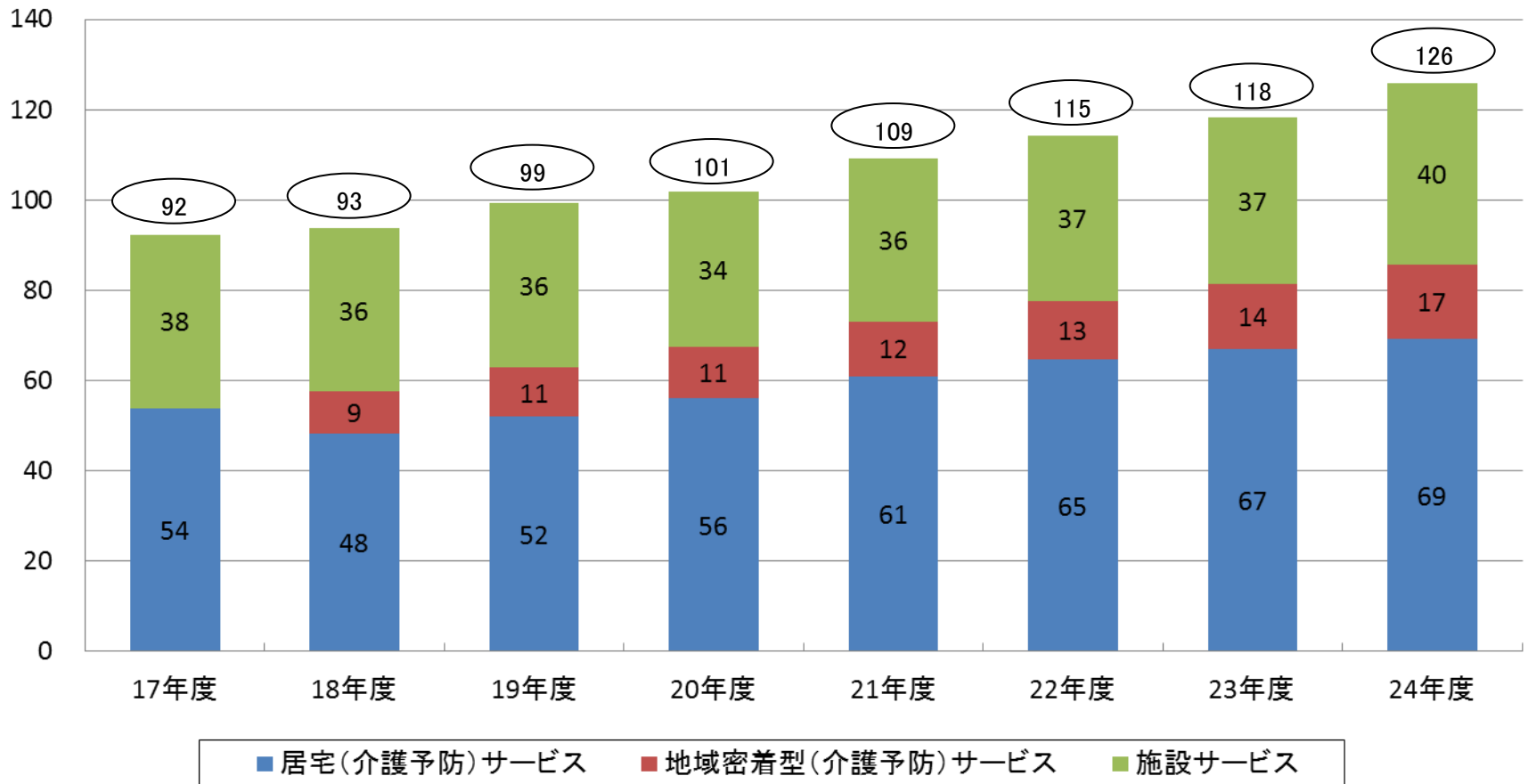


(注) 審査支払手数料を含まない

# 年度別(居宅、地域密着、施設別)給付費の推移

平成24年度の各サービス構成比は、居宅が54.8%、地域密着型が13.5%、施設が31.7%となっている。このうち地域密着型サービスの増が大きい。

(単位:億円)

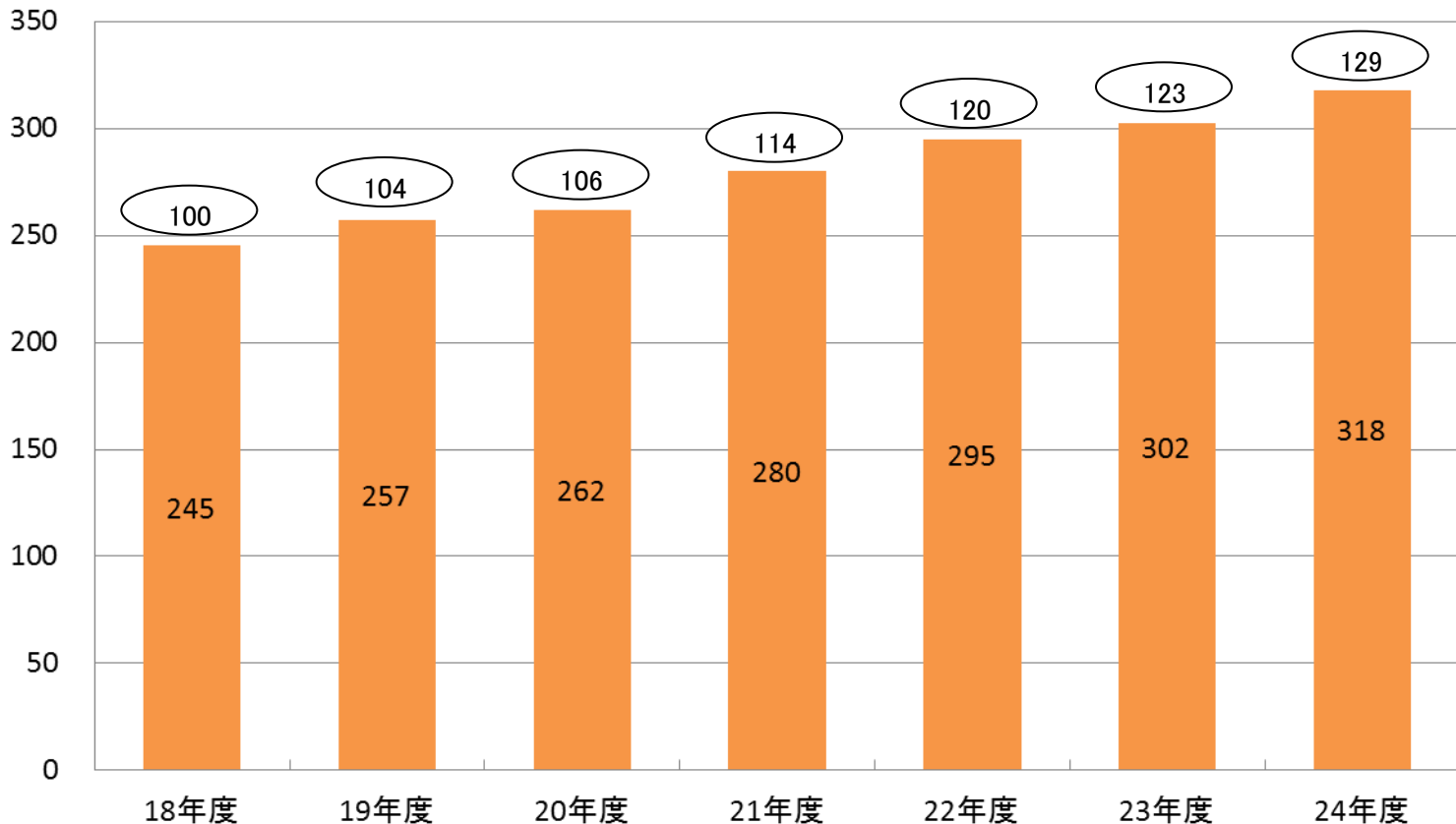


(注) 特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費を含まない。

# 第1号被保険者1人あたり給付費(介護給付・予防給付)

平成24年度の第1号被保険者1人当たりの給付費は、平成18年度の1.2倍、約73,000円増となっている。

(単位:千円)



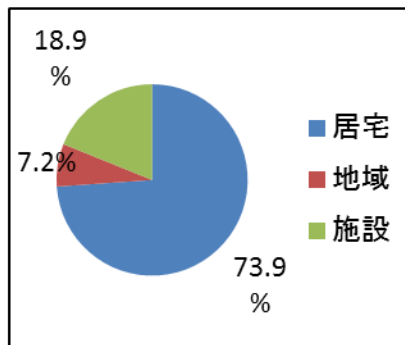
(注1) ( )内の数値は18年度を100とした場合の指数。

(注2) 高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費を含まない。



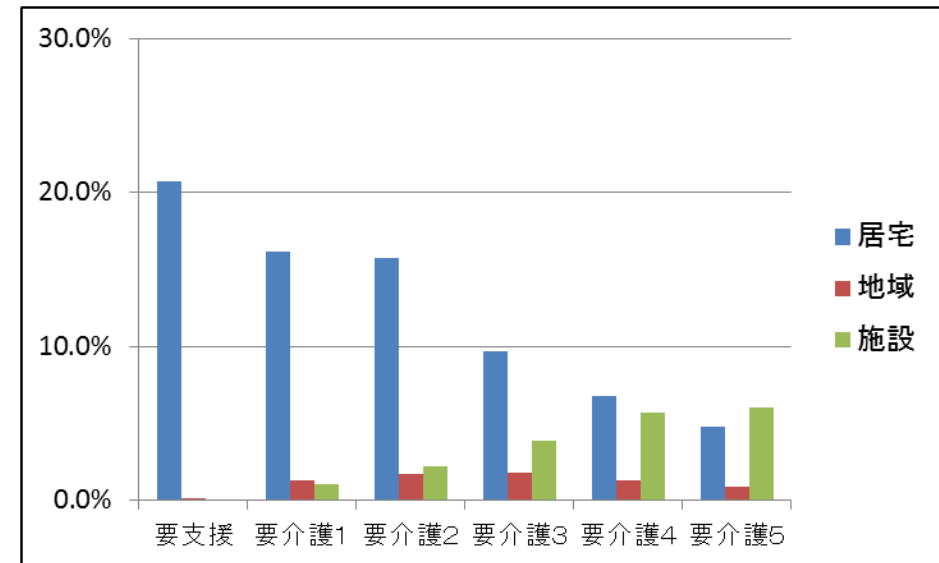
# 給付分析【全国平均】

保険料 4,972 円  
 受給者数 4,668 千人  
 75歳以上認定率 31.3 %

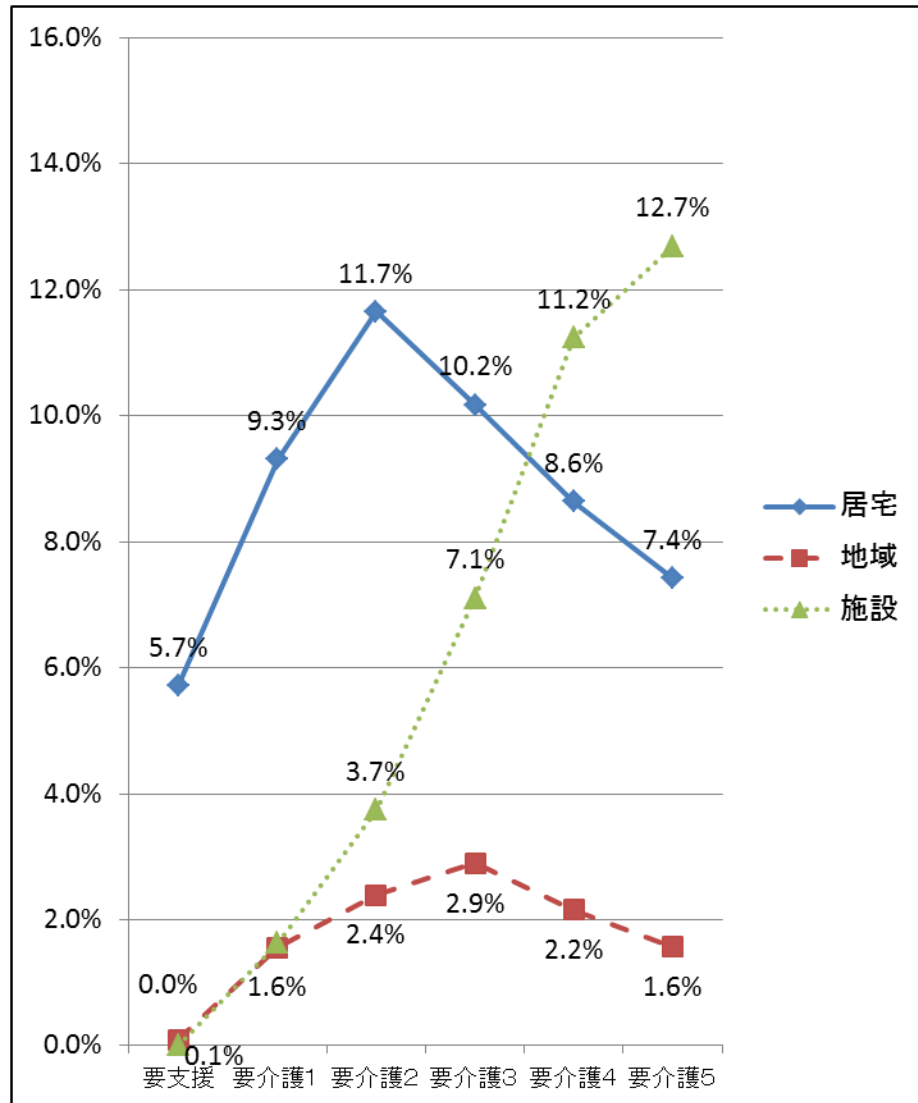


## 【受給者数の割合】

	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
居宅	20.8%	16.1%	15.7%	9.7%	6.8%	4.8%
地域	0.2%	1.3%	1.7%	1.8%	1.3%	0.9%
施設	—	1.0%	2.2%	3.9%	5.7%	6.0%



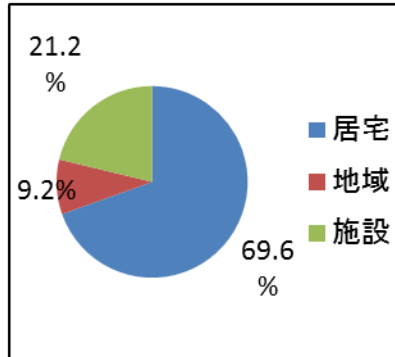
給付費 650,303 百万円  
 【給付費の割合】



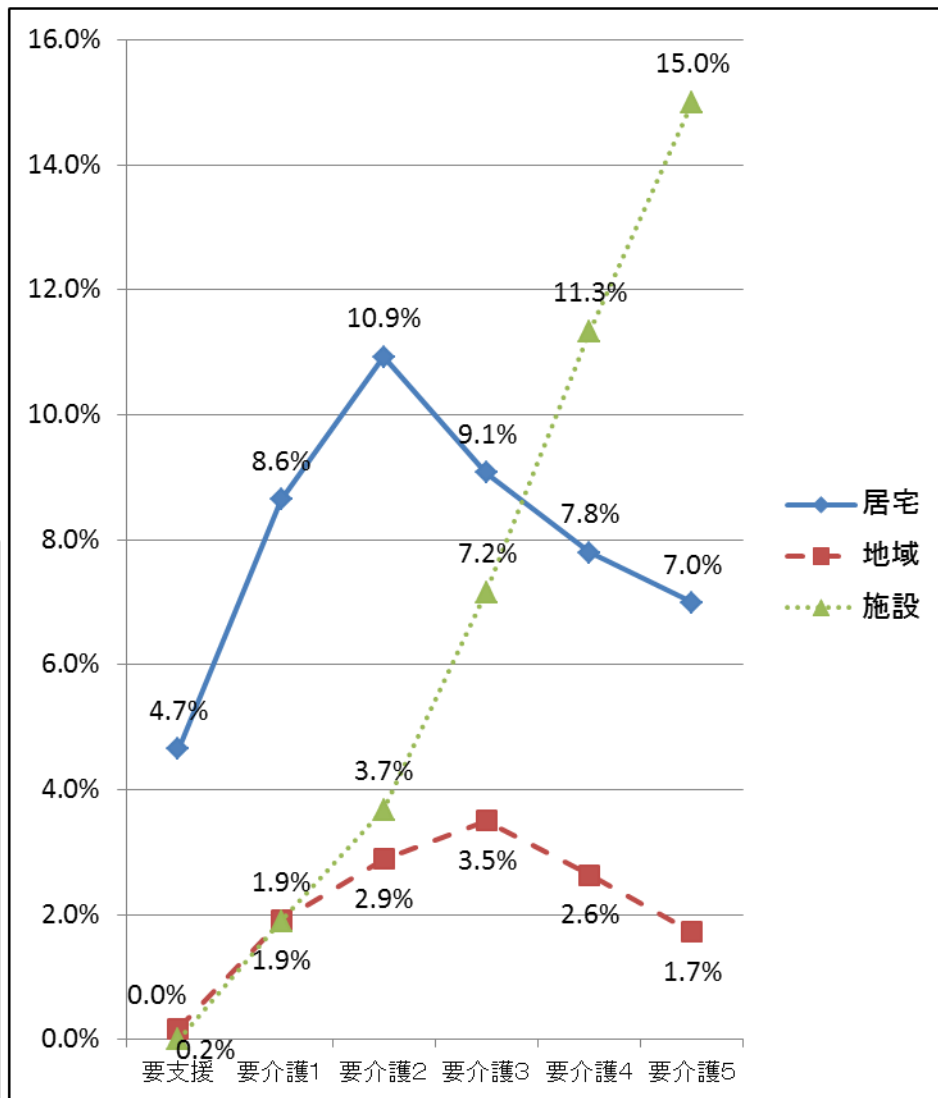
- 1) 出所: 介護保険事業状況報告月報 (平成24年12月サービス分、12月末現在)
- 2) 75歳以上認定率 = 要介護(要支援)認定者数(75歳以上) / 第1号被保険者数(75歳以上)
- 3) 受給者数の割合 = サービスごとの受給者数 / 受給者数の合計
- 4) 給付費の割合 = サービスごとの給付費 / 給付費の合計
- 5) 「居宅」・・・居宅(介護予防)サービス、「地域」・・・地域密着型(介護予防)サービス、「施設」・・・施設サービス

# 給付分析【山形県】

保険料 4,784 円  
 受給者数 54,105 人  
 75歳以上認定率 29.5 %

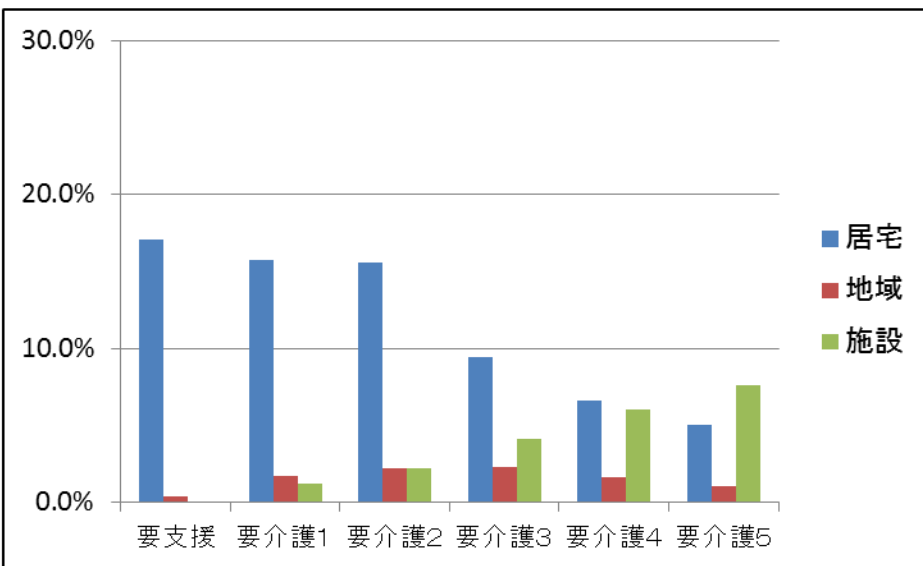


給付費 7,588 百万円  
 【給付費の割合】



## 【受給者数の割合】

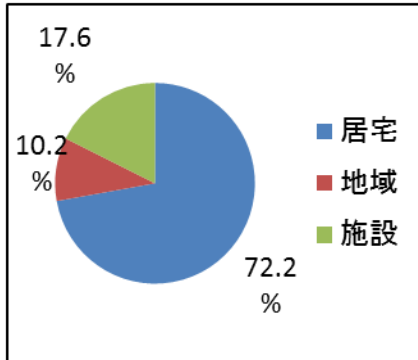
	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
居宅	17.1%	15.8%	15.6%	9.4%	6.6%	5.0%
地域	0.4%	1.7%	2.2%	2.3%	1.6%	1.0%
施設	—	1.2%	2.2%	4.1%	6.1%	7.6%



- 1) 出所: 介護保険事業状況報告月報 (平成24年12月サービス分、12月末現在)
- 2) 75歳以上認定率 = 要介護 (要支援) 認定者数 (75歳以上) / 第1号被保険者数 (75歳以上)
- 3) 受給者数の割合 = サービスごとの受給者数 / 受給者数の合計
- 4) 給付費の割合 = サービスごとの給付費 / 給付費の合計
- 5) 「居宅」・・・居宅 (介護予防) サービス、「地域」・・・地域密着型 (介護予防) サービス、「施設」・・・施設サービス

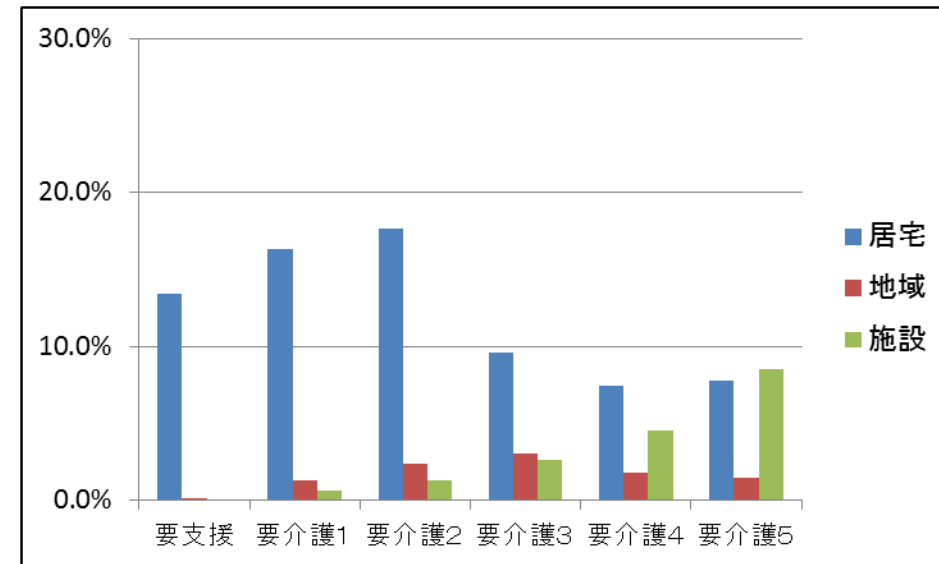
# 給付分析【鶴岡市】

保険料 5,383 円  
 受給者数 7,441 人  
 75歳以上認定率 32.3 %

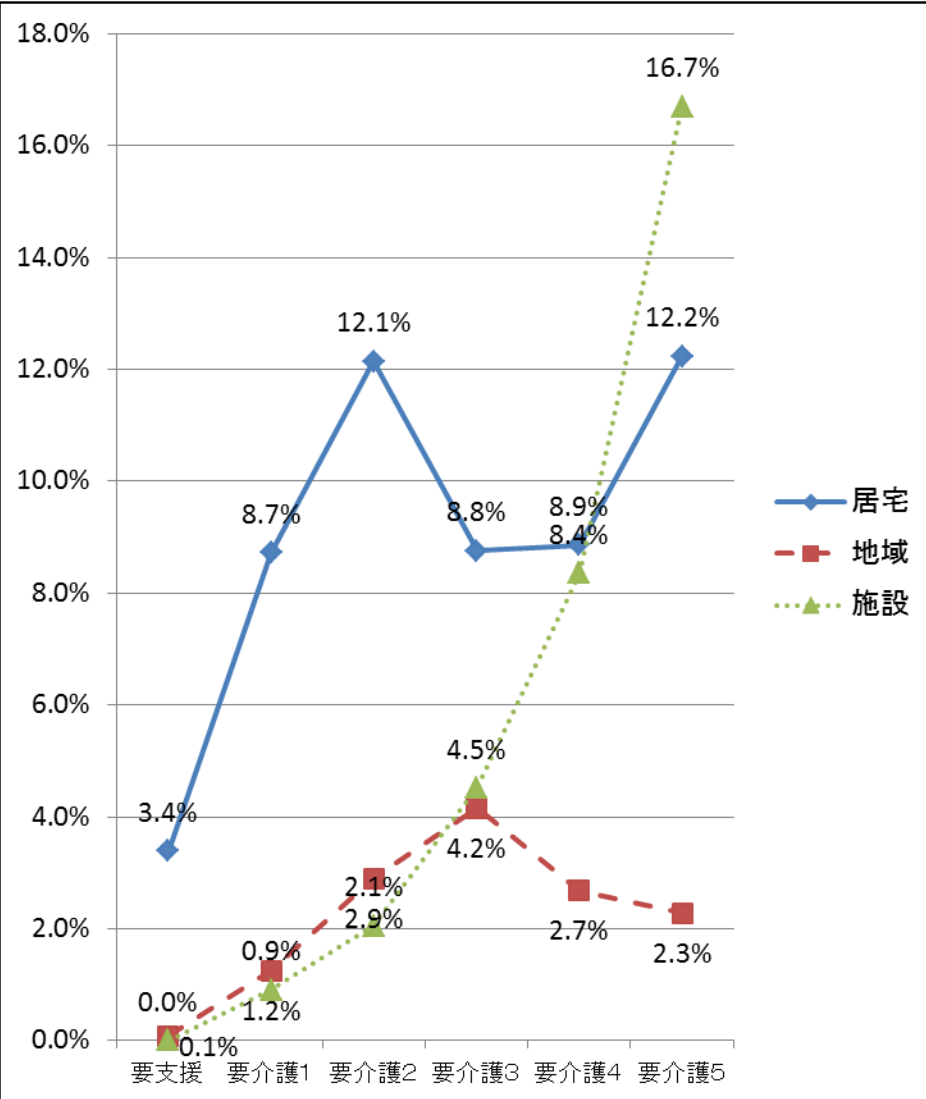


## 【受給者数の割合】

	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
居宅	13.4%	16.3%	17.7%	9.6%	7.4%	7.8%
地域	0.1%	1.3%	2.4%	3.1%	1.8%	1.5%
施設	—	0.6%	1.3%	2.7%	4.5%	8.5%



給付費 1,066 百万円  
 【給付費の割合】



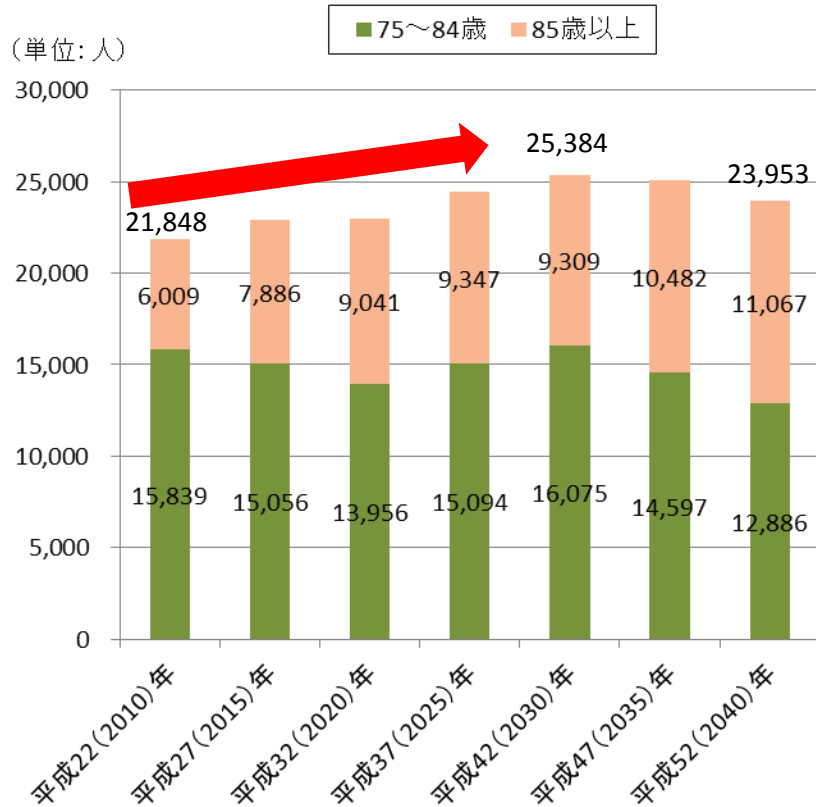
- 1) 出所: 介護保険事業状況報告月報 (平成24年12月サービス分、12月末現在)
- 2) 75歳以上認定率 = 要介護 (要支援) 認定者数 (75歳以上) / 第1号被保険者数 (75歳以上)
- 3) 受給者数の割合 = サービスごとの受給者数 / 受給者数の合計
- 4) 給付費の割合 = サービスごとの給付費 / 給付費の合計
- 5) 「居宅」・・・居宅 (介護予防) サービス、「地域」・・・地域密着型 (介護予防) サービス、「施設」・・・施設サービス

# 今後の介護保険をとりまく状況

## 要介護率が高くなる75歳以上の人口の推移

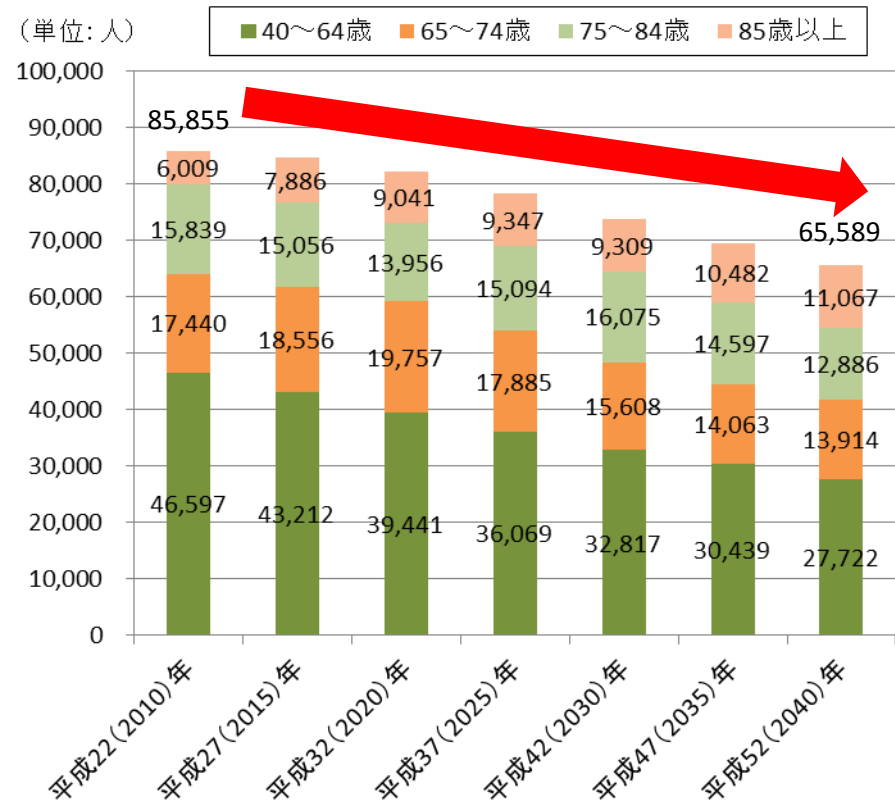
○75歳以上人口は、介護保険創設の2000年以降、急速に増加してきたが、2025年までの10年間も増加傾向。

○2030年頃から75歳以上人口は伸びなくなるが、一方、85歳以上人口はその後の10年程度は増加が続く。



## 介護保険料を負担する40歳以上人口の推移

○介護保険料負担者である40歳以上人口は、減少していく。

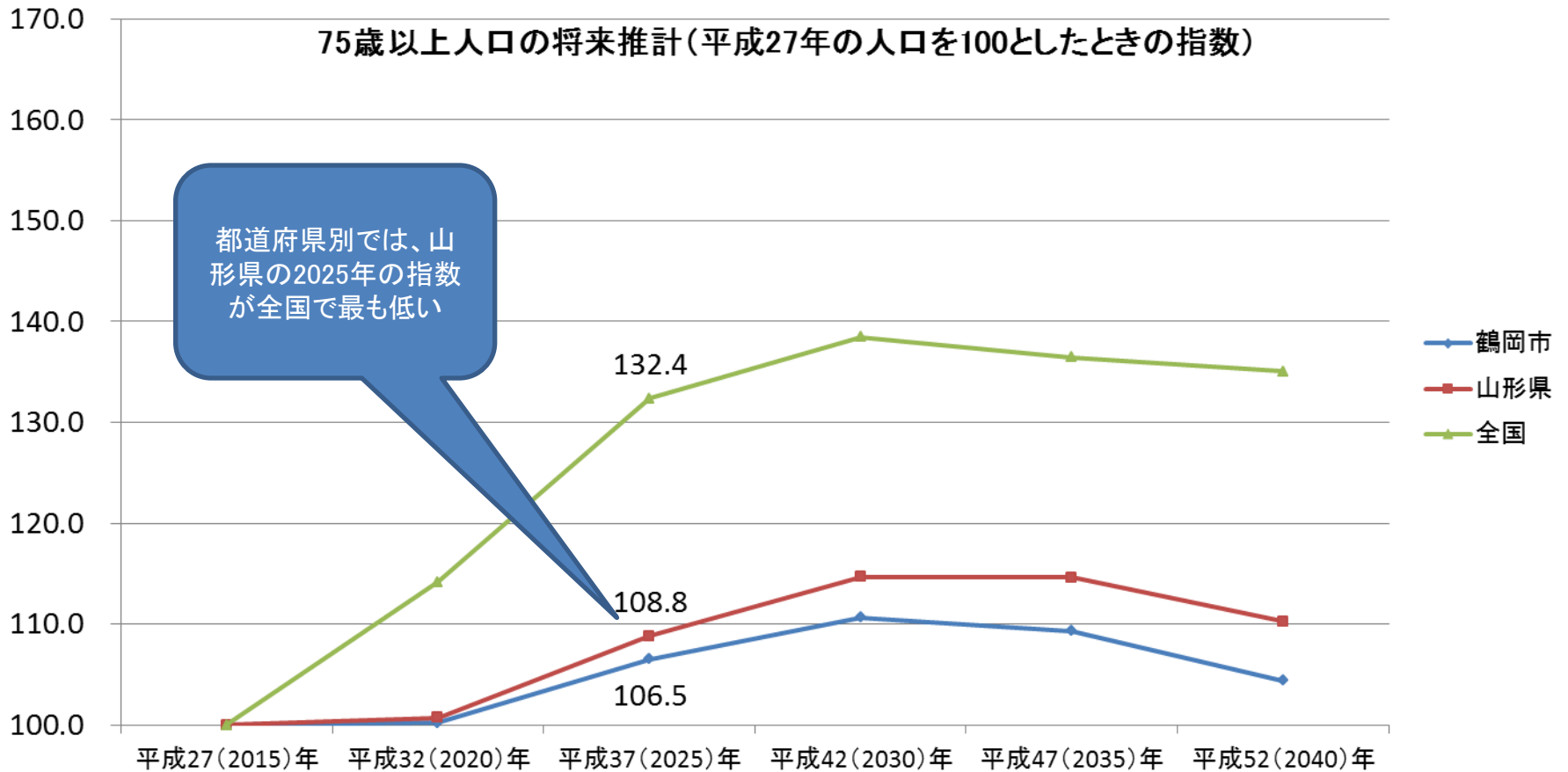


(資料) 将来推計は、国立社会保障・人口問題研究所は「日本の地域別将来推計人口(平成25(2013)年3月推計)」  
実績は、総務省統計局「国勢調査」

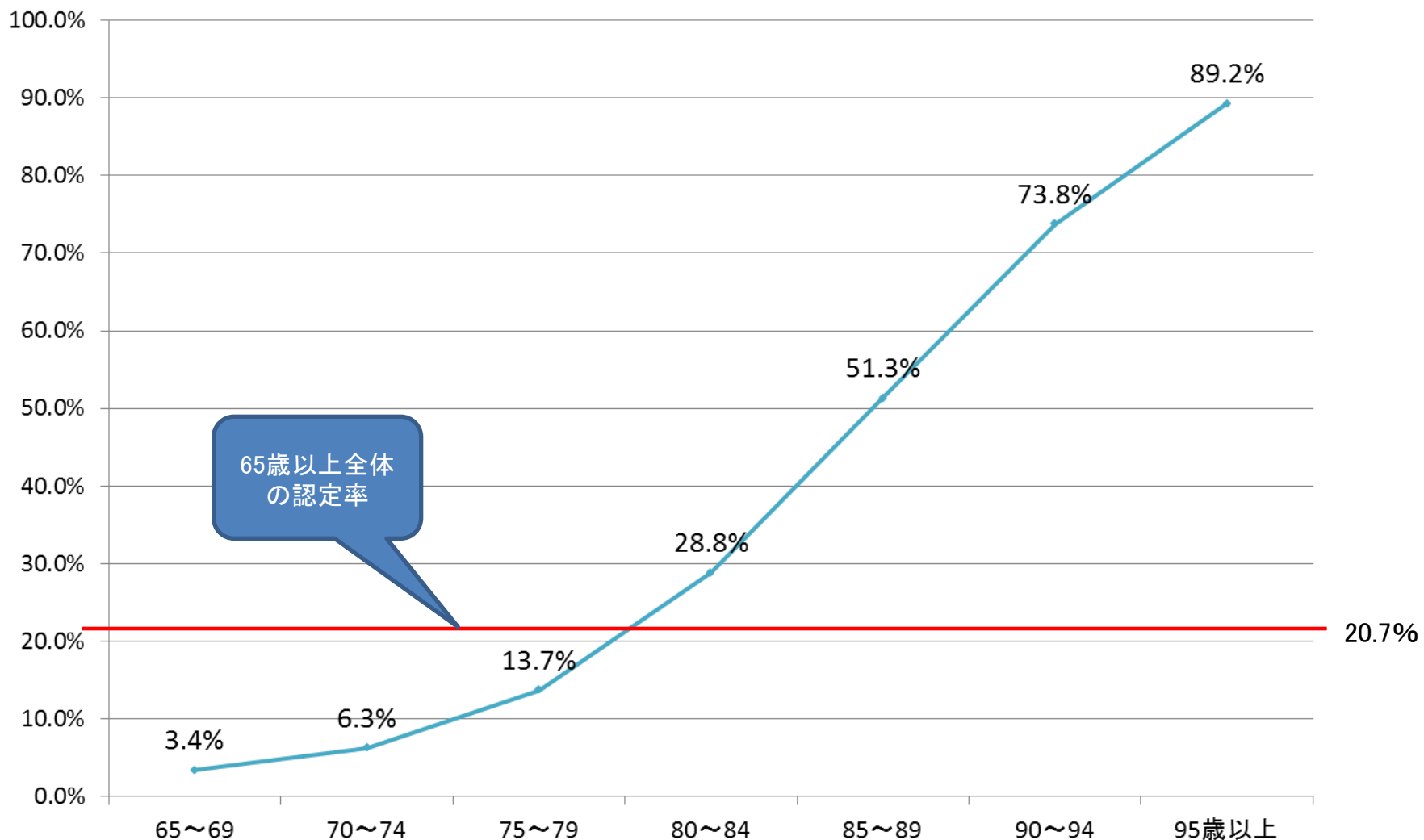
# 2025年までの高齢化の状況

○75歳以上人口は、多くのところで2025年頃までは急速に上昇するが、その後の上昇は緩やかで、2030年頃をピークに減少する。

○2015年から10年間の伸びの全国計は、1.32倍であるが、山形県及び本市では1.1倍を下回る。



# 年齢階層別の要介護(要支援)認定率



(注1) 各年齢別被保険者数に占める要介護(要支援)認定者数の割合(平成25年9月末現在)

(注2) 第1号被保険者平均年齢 76.62

# 介護保険事業(支援)計画について

保険給付の円滑な実施のため、3年間を1期とする介護保険事業(支援)計画を策定している。

## 国の基本指針(法第116条、18.3.31告示314)

- 介護保険法第116条第1項に基づき、国が介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本指針を定める
- ※ 市町村等が介護サービス量を見込むに当たり参酌する標準を示す

## 市町村介護保険事業計画(法第117条)

- 区域(日常生活圏域)の設定
- 各年度における種類ごとの介護サービス量の見込み
- 各年度における必要定員総数
  - ※認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 各年度における地域支援事業の量の見込み
- その他の事項

## 保険料の設定等

- 保険料の設定
- 市町村長は、地域密着型の施設等について、必要定員総数を超える場合に指定をしないことができる。

## 都道府県介護保険事業支援計画(法第118条)

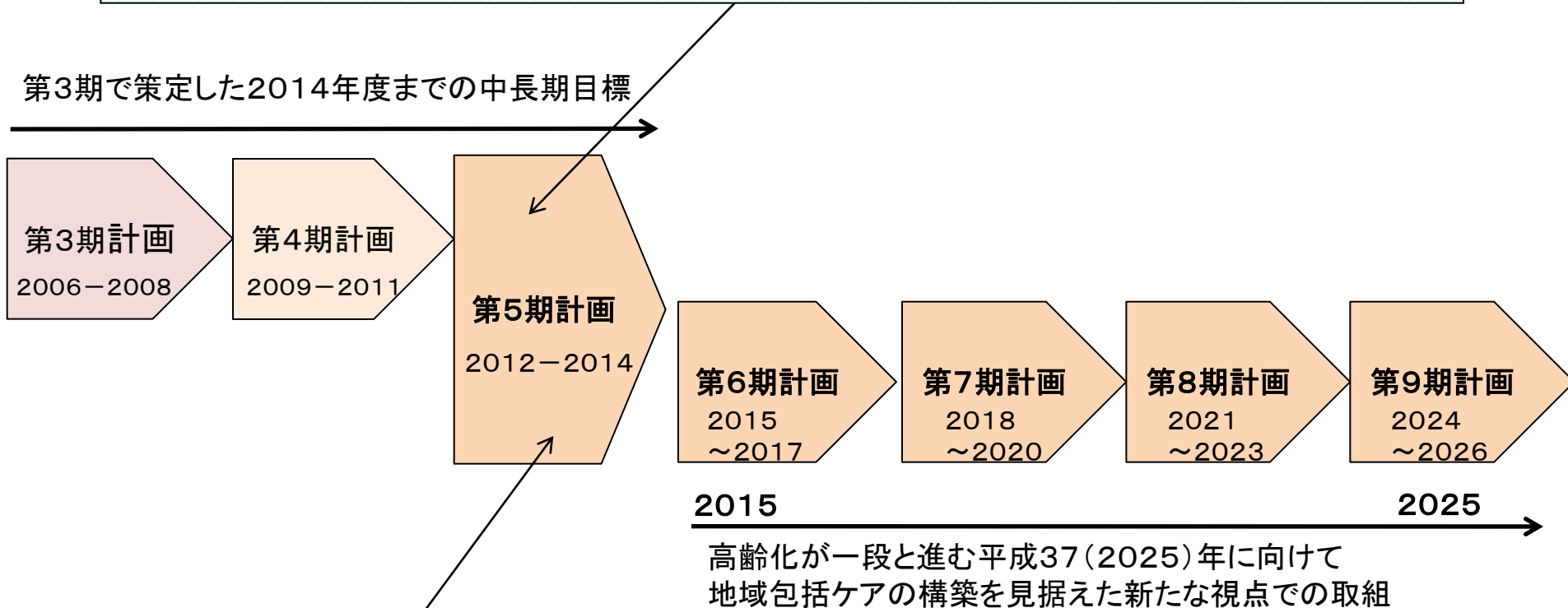
- 区域(老人福祉圏域)の設定
- 市町村の計画を踏まえて、介護サービス量の見込み(区域毎)
- 各年度における必要定員総数(区域毎)
- ※介護保険施設、介護専用型特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
  - ※混合型特定施設に係る必要定員総数を設定することもできる(任意)
- その他の事項

## 基盤整備

- 都道府県知事は、介護保険施設等について、必要定員数を超える場合に、指定等をしないことができる。

# 第5期介護保険事業計画の位置づけ

第5期計画は、第3期、第4期計画の延長線上に位置づけられ、第3期計画策定時に定めた平成26年度(2014年度)までの目標を達成する仕上げの計画



一方で、第5期計画は、各自治体の高齢化のピークを迎える時期までに、高齢者が安心して暮らせる地域包括ケアシステムを構築するために必要となる、①認知症支援策の充実、②医療との連携、③高齢者の居住に係る施策との連携、④生活支援サービスの充実といった重点的に取り組むべき事項を、実情に応じて選択して第5期に位置づける等、段階的に計画の記載内容を充実強化させていく取組をスタートする時点となる。



# 第6期介護保険事業計画の策定のスケジュール

## 標準的な介護保険事業(支援)計画の策定のスケジュール

(注)第5期の標準的な流れを踏まえた現時点でのイメージであり、今後の制度改正等の状況により変わるものである。

